

令和3年11月30日

令和3年第4回貝塚市議会定例会会議事項

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
報告	23	処分報告（損害賠償の額の決定）の件	1
〃	24	処分報告（市営住宅に係る明渡等請求訴訟の提起）の件	2
〃	25	処分報告（令和3年度貝塚市一般会計補正予算（第10号）外1件）の件	3
〃	26	処分報告（令和3年度貝塚市一般会計補正予算（第11号））の件	8
議案	58	貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	12
〃	59	貝塚市立福祉センター条例及び貝塚市福祉事務所条例の一部を改正する条例制定の件	14
〃	60	岸和田市貝塚市清掃施設組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う岸和田市貝塚市清掃施設組合規約の変更に関する協議について議決を求める件	15
〃	61	市道の路線を認定する件	16
〃	62	令和2年度貝塚市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について議決を求める件	17
〃	63	令和2年度貝塚市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について議決を求める件	18
〃	64	令和3年度貝塚市一般会計補正予算（第12号）の件	19
〃	65	令和3年度貝塚市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件	25

報告第 23 号

処分報告（損害賠償の額の決定）の件

次の事件は、市長の専決処分事項に関する条例第 2 条の規定に基づき、専決処分したものである
ので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。


令和 3 年 11 月 30 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

損害賠償の額の決定の件

令和 3 年 8 月 18 日、本市三ツ松、市道鳥羽水間線において、走行中の自動車が道路上の陥没箇所に右後輪を落とし、タイヤ、ホイール等を破損させた事故について、次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 75,900円
- 2 損害賠償の相手 

令和 3 年 10 月 7 日処分

貝塚市長 藤原 龍男

報告第 24 号

処分報告（市営住宅に係る明渡等請求訴訟の提起）の件

次の事件は、市長の専決処分事項に関する条例第 2 条の規定に基づき、専決処分したものである
ので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 3 年 11 月 30 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

貝塚市営沢団地住宅に係る明渡等請求訴訟の提起の件

貝塚市営沢団地住宅明渡等請求について、次のとおり訴えを提起するものとする。

1. 事件名 建物明渡等請求事件
2. 当事者 原告 貝塚市島中一丁目 17 番 1 号
貝塚市
代表者 貝塚市長 藤原 龍男
被告 [REDACTED]
[REDACTED]
明渡対象住宅 [REDACTED]

3. 訴えを提起する方法

大阪地方裁判所岸和田支部へ訴えを提起しようとするもの。

なお、同裁判所の判決の結果、必要がある場合は、上訴しようとするもの。

令和 3 年 10 月 18 日処分

貝塚市長 藤原 龍男

報告第 25 号

処分報告（令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第10号）外 1 件）の件
次の事件は、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年11月 30日提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

1. 令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第10号）の件
1. 令和 3 年度貝塚市下水道事業会計補正予算（第 1 号）の件

令和3年度貝塚市一般会計補正予算（第10号）の件

令和3年度貝塚市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,603千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,056,669千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月28日処分

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		7,581,185	60,603	7,641,788
	2. 国庫補助金	1,248,138	60,603	1,308,741
歳入合計		39,996,066	60,603	40,056,669

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		7,755,129	2,110	7,757,239
	1. 総務管理費	7,001,064	2,110	7,003,174
3. 民生費		17,069,829	1,490	17,071,319
	2. 児童福祉費	7,048,363	1,490	7,049,853
4. 衛生費		3,945,633	6,945	3,952,578
	1. 保健衛生費	1,369,040	6,945	1,375,985
7. 商工費		241,256	45,653	286,909
	1. 商工費	241,256	45,653	286,909
8. 土木費		3,392,727	1,750	3,394,477
	5. 都市計画費	1,906,112	1,750	1,907,862
10. 教育費		3,454,504	2,655	3,457,159
	2. 小学校費	1,513,907	1,650	1,515,557
	3. 中学校費	430,557	850	431,407
	4. 幼稚園費	372,571	155	372,726
歳 出 合 計		39,996,066	60,603	40,056,669

令和3年度貝塚市下水道事業会計補正予算（第1号）の件

第1条 令和3年度貝塚市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度貝塚市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
			収 入
第1款 下水道事業収益	2,447,446千円	1,750千円	2,449,196千円
第2項 営業外収益	1,131,479千円	1,750千円	1,133,229千円
			支 出
第1款 下水道事業費用	2,406,778千円	1,750千円	2,408,528千円
第1項 営業費用	2,120,150千円	1,750千円	2,121,900千円

第3条 予算第10条中「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、498,337千円である。」を「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、500,087千円である。」に改める。

令和3年9月28日 処分

貝塚市長 藤原龍男

報告第 26 号

処分報告（令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第 11 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

1. 令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第 11 号）の件

令和3年度貝塚市一般会計補正予算（第11号）の件

令和3年度貝塚市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,657千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,070,326千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月9日処分

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税		5,369,111	13,657	5,382,768
	1. 地方交付税	5,369,111	13,657	5,382,768
歳入合計		40,056,669	13,657	40,070,326

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		7,757,239	13,181	7,770,420
	4. 選挙費	142,100	13,181	155,281
4. 衛生費		3,952,578	476	3,953,054
	1. 保健衛生費	1,375,985	476	1,376,461
歳	出	合	計	
		40,056,669	13,657	40,070,326

議案第 58 号

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月30日提出

貝塚市長 藤原 龍 男

貝塚市条例第 号

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

貝塚市国民健康保険条例（昭和35年貝塚市条例第413号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

第11条の3中「第20条」の次に「及び第20条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の6の2中「第20条」の次に「及び第20条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第20条の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改める。

第20条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第4項に規定する場合を除く。）における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、これらの規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の5」とあるのは「第15条の6の5又は第15条の6の8」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の5」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

5 第15条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、これらの規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の5」とあるのは「第15条の6の5又は第15条の6の8」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項

」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の5第2項」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の5」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定及び次項の規定は、同年1月1日から施行する。

(出産育児一時金に関する経過措置)

2 第6条第1項の改正規定の施行の前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

(保険料に関する経過措置)

3 改正後の第20条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 59 号

貝塚市立福祉センター条例及び貝塚市福祉事務所条例の一部を改正する条例制定の件
 貝塚市立福祉センター条例及び貝塚市福祉事務所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月30日提出

貝塚市長 藤原 龍 男

貝塚市条例第 号

貝塚市立福祉センター条例及び貝塚市福祉事務所条例の一部を改正する条例
 (貝塚市立福祉センター条例の一部改正)

第1条 貝塚市立福祉センター条例(昭和55年貝塚市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「貝塚市島中1丁目10番1号」を「貝塚市島中1丁目17番1号」に改める。

別表貝塚市民福祉センター使用料の表を次のように改める。

別表

貝塚市民福祉センター使用料

室名		時間	午前 (午前9時から正午 まで)	午後 (午後1時から午後 5時まで)	夜間 (午後6時から午後 9時まで)
4階多目的室			3,600円	4,800円	4,800円
4階会議室			1,200円	1,600円	1,600円
6階多目的 ホール	区分1		1,800円	2,400円	2,400円
	区分2		3,000円	4,000円	4,000円
	区分3		1,800円	2,400円	2,400円
6階多目的ホール控室1			600円	700円	700円
6階多目的ホール控室2			700円	900円	900円

備考

- 1 市内に居住しない者又は市内に所在しない団体が使用する場合の使用料の額は、次項に該当する場合を除き、所定の額の1.5倍に相当する額とする。
- 2 営利活動を目的とする場合の使用に係る使用料の額は、所定の額の1.5倍(市内に居住しない者又は市内に所在しない団体にあつては、2倍)に相当する額とする。

(貝塚市福祉事務所条例の一部改正)

第2条 貝塚市福祉事務所条例(昭和26年貝塚市条例第198号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 名称 貝塚市福祉事務所
- (2) 位置 貝塚市島中1丁目17番1号

第3条第2項中「50人」を「56人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年5月6日から施行する。ただし、第2条中貝塚市福祉事務所条例第3条第2項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の貝塚市立福祉センター条例（次項において「新福祉センター条例」という。）別表に掲げる室名及び時間の区分に係る使用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 新福祉センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第60号

岸和田市貝塚市清掃施設組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う岸和田市貝塚市清掃施設組合同規約の変更に関する協議について議決を求める件

岸和田市貝塚市清掃施設組合の共同処理する事務に火葬場の設置、管理及び運営に関する事務を追加し、及びこれに伴い岸和田市貝塚市清掃施設組合同規約の一部を次のように変更することに関し、地方自治法第286条第1項の規定により、岸和田市と協議することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

貝塚市長 藤原 龍 男

岸和田市貝塚市清掃施設組合同規約の一部を変更する規約

岸和田市貝塚市清掃施設組合同規約（昭和41年9月5日許可）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

岸和田市貝塚市広域事務組合同規約

第1条中「岸和田市貝塚市清掃施設組合」を「岸和田市貝塚市広域事務組合」に改める。

第3条を次のように改める。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物処理施設の設置、管理及び運営に関する事務（一般廃棄物の収集及び運搬に関するものを除く。）
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に規定する火葬場の設置、管理及び運営に関する事務（埋火葬の許可に関するものを除く。）

第11条第3項中「前項の人口」を「前項の人口割」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、大阪府知事の許可のあった日から起算して5年を超えない範囲内において、関係市が協議して定めた日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の岸和田市貝塚市広域事務組合理約（以下「新規約」という。）第3条第2号に規定する火葬場の設置、管理及び運営に関する事務に関し必要な準備行為は、この規約の施行の前日においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規約の施行の際現に整備している火葬場に付随する駐車場等の施設等の整備に関する事務については、新規約第3条第2号の規定は、適用しない。

議案第61号

市道の路線を認定する件

道路法第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定するものとする。

令和3年11月30日提出

貝塚市長 藤原龍男

記

路線名	起 終 点	重要な経過地
久保永吉9号線	永吉43-10番地先から 永吉43-24番地先まで	永吉
久保永吉10号線	永吉43-36番地先から 永吉43-29番地先まで	永吉
半田27号線	半田573-1番地先から 半田573-5番地先まで	半田
鳥羽19号線	鳥羽262-2番地先から 鳥羽262-5番地先まで	鳥羽
小瀬34号線	小瀬502-4番地先から 小瀬502-8番地先まで	小瀬
脇浜27号線	脇浜二丁目453-16番地先から 脇浜二丁目459-19番地先まで	脇浜二丁目
橋本21号線	橋本184-12番地先から 橋本184-15番地先まで	橋本

議案第 62 号

令和 2 年度貝塚市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について議決を求める件

令和 2 年度貝塚市水道事業会計未処分利益剰余金 7 億 5,882 万 1,825 円のうち 2,963 万 9,622 円を、令和 3 年度水道事業会計において、次のとおり減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

貝塚市長 藤原 龍 男

貝塚市水道事業未処分利益剰余金処分明細

(単位 円)

	利 益 剰 余 金	
	減 債 積 立 金	未処分利益剰余金 (繰越利益剰余金)
令和 2 年度末残高	0	758,821,825
議会の議決による 令和 3 年度処分数額	29,639,622	△29,639,622
処 分 後 残 高	29,639,622	729,182,203

議案第 63 号

令和 2 年度貝塚市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について議決を求める件

令和 2 年度貝塚市下水道事業会計未処分利益剰余金 8,437 万 3,454 円のうち 2,322 万 8,626 円を、令和 3 年度下水道事業会計において、次のとおり減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

貝塚市下水道事業未処分利益剰余金処分明細

(単位 円)

	利益剰余金	
	減債積立金	未処分利益剰余金 (繰越利益剰余金)
令和 2 年度末残高	0	84,373,454
議会の議決による 令和 3 年度処分数額	23,228,626	△23,228,626
処分後残高	23,228,626	61,144,828

議案第 64 号

令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第 12 号）の件

令和 3 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 291,408 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,361,734 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 11 月 30 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税		5,382,768	95,473	5,478,241
	1. 地方交付税	5,382,768	95,473	5,478,241
14. 国庫支出金		7,641,788	146,915	7,788,703
	1. 国庫負担金	6,311,368	80,320	6,391,688
	2. 国庫補助金	1,308,741	66,595	1,375,336
15. 府支出金		2,966,559	20,160	2,986,719
	1. 府負担金	2,253,839	20,160	2,273,999
17. 寄附金		705,215	460	705,675
	1. 寄附金	705,215	460	705,675
21. 市債		6,608,300	28,400	6,636,700
	1. 市債	6,608,300	28,400	6,636,700
歳入	合計	40,070,326	291,408	40,361,734

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		7,770,420	88,190	7,858,610
	1. 総務管理費	7,003,174	74,044	7,077,218
	2. 徴税費	308,853	13,486	322,339
	3. 戸籍住民基本台帳費	252,697	660	253,357
3. 民生費		17,071,319	100,478	17,171,797
	1. 社会福祉費	6,821,617	81,390	6,903,007
	2. 児童福祉費	7,049,853	19,088	7,068,941
4. 衛生費		3,953,054	85,852	4,038,906
	1. 保健衛生費	1,376,461	85,802	1,462,263
	3. 病院費	980,432	50	980,482
8. 土木費		3,394,477	5,591	3,400,068
	2. 道路橋梁費	802,985	5,591	808,576
9. 消防費		1,054,632	5,863	1,060,495
	1. 消防費	1,054,632	5,863	1,060,495
10. 教育費		3,457,159	5,434	3,462,593
	5. 社会教育費	538,191	5,434	543,625
歳 出 合 計		40,070,326	291,408	40,361,734

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
ペーパーレス会議システム用タブレット購入事業	令和3年度～令和4年度	18,302千円
広 報 紙 等 配 布 事 業	令和3年度～令和4年度	4,000千円
マイナンバーカード交付等予約・管理業務	令和3年度～令和8年度	11,577千円
マイナンバーカードコールセンター業務	令和3年度～令和4年度	17,931千円
身体障害者福祉センター老朽化設備機器整備事業	令和3年度～令和4年度	3,382千円
すくすく子ども館外壁改修工事	令和3年度～令和4年度	7,769千円

保健・福祉合同庁舎非常用発電機更新事業	令和3年度～令和4年度	8,118千円
市道脇浜二色線道路工事補償委託事業	令和3年度～令和4年度	20,000千円

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後											
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備 考	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備 考			
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他				
民間保育所等整備事業	千円 30,000	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政 府	年以内 20	年以内 3	年賦又は 半年賦・ 元利均等 又は元金 均等若し くは満期 一括償還	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合その条件に従うことができる。ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。	千円 31,900	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左			
すくすく子ども館施設整備事業				その他									20	3	3,800					20	3
公営住宅建設事業	240,900												25	5	254,400					同左	同左
図書館施設整備事業債															4,000					20	3
公共施設等債 除	126,900												0	10	132,100					同左	同左
起債合計	6,608,300								6,636,700												

議案第 65 号

令和 3 年度貝塚市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件

令和 3 年度貝塚市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 4 1, 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0, 4 1 5, 3 0 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 30 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 府支出金		7,248,831	1,500	7,250,331
	1. 府補助金	7,248,831	1,500	7,250,331
6. 繰越金		10,000	240,000	250,000
	1. 繰越金	10,000	240,000	250,000
歳 入 合 計		10,173,806	241,500	10,415,306

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		7,133,728	1,500	7,135,228
	5. 葬祭諸費	7,000	1,000	8,000
	7. 傷病手当金	1,000	500	1,500
6. 基金積立金		10,000	240,000	250,000
	1. 基金積立金	10,000	240,000	250,000
歳 出	合 計	10,173,806	241,500	10,415,306